



広告掲載基準変更 解説資料

2019年1月7日実施予定

ヤフー株式会社

2018年12月

<https://marketing.yahoo.co.jp/>

本資料について

本資料について

本資料は、Yahoo! JAPAN広告掲載基準の変更にあたり、変更箇所および影響を解説した資料です。

適用開始日

2019年1月7日（月）

日程は変更になる場合があります。

Yahoo! JAPAN 広告掲載基準 変更点

第5章 業種、商品、サービスごとの掲載基準があるもの > 12. 医療機関 赤字を削除

現基準

- (1) 日本国内の医療機関であること
- (2) 所在地、連絡先の表示があること
- (3) 医療機関の治療責任者の経歴（学歴および当該医療機関における勤務、経験年数がわかるもの）を表示すること。医療機関が老人ホームを運営している場合もこれに準じる
- (4) 公的医療保険が適用されない治療技術が紹介されている場合は、公的保険が適用されない旨または診療金額が表示されていること
- (5) 医療法および医療広告ガイドラインで規定されている内容を遵守していること

新基準

- (1) 日本国内の医療機関であること
- (2) 所在地、連絡先の表示があること
- (3) 医療機関の治療責任者の経歴（学歴および当該医療機関における勤務、経験年数がわかるもの）を表示すること。医療機関が老人ホームを運営している場合もこれに準じる
- (4) 医療法および医療広告ガイドラインで規定されている内容を遵守していること

【変更点】

(4)の「公的保険が適用されない旨」と「診療金額」の表示に関する基準項目を削除します。

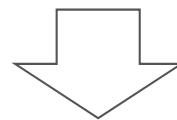
【変更による影響】

基準上は項目が削除されますが、引き続き医療法および医療広告ガイドラインに従い、自由診療を訴求する場合は、公的保険が適用されない旨および標準的な費用を広告（クリエイティブ・リンク先）上に表示する必要があります。

自由診療の治療方法等を訴求する場合の
「公的医療保険が適用されない旨」・「標準的な費用」の記載場所

現基準

リンク先に記載されていれば掲載可



新基準

クリエイティブ（タイトル・説明文・バナー等）
・リンク先の各々に記載が必要

【参考資料】医療広告ガイドライン

「自由診療のうち、保険診療又は評価療養、患者申出療養若しくは選定療養と同一の検査、手術その他の治療の方法」を広告する場合

- 公的医療保険が適用されない旨（例えば、「全額自己負担」、「保険証は使えません」、「自由診療」等）及び標準的な費用を併記する場合に限って広告が可能であること。
- ここでいう標準的な費用については、一定の幅（例えば、「5万～5万5千円」等）や「約 円程度」として示すことも差し支えないが、実際に窓口で負担することになる標準的な費用が容易に分かるように示す必要があること。
- 別に麻酔管理料や指導料等がかかる場合には、それらを含めた総額の目安についても、分かりやすいように記載すること。
- また、当該治療の方法に、併用されることが通常想定される他の治療の方法がある場合は、それらを含めた総額の目安についても、分かりやすいように記載すること。

引用：

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針

4 広告可能な事項の具体的な内容

(12) 法第6条の5第3項第12号関係

【参考資料】医療広告ガイドライン

「自由診療のうち薬機法の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器を用いる検査、手術その他の治療の方法」を広告する場合

- 公的医療保険が適用されない旨（例えば、「全額自己負担」、「保険証は使えません」、「自由診療」等）及び標準的な費用を併記する場合に限って広告が可能であること。
- ここでいう標準的な費用については、一定の幅（例えば、「10万～12万円」等）や「約 円程度」として示すことも差し支えないが、実際に窓口で負担することになる標準的な費用が容易に分かるように示す必要があること。
- 別に麻酔管理料や服薬指導料等がかかる場合には、それらを含めた総額の目安についても、分かりやすいように記載すること。
- また、当該治療の方法に、併用されることが通常想定される他の治療の方法がある場合は、それらを含めた総額の目安についても、分かりやすいように記載すること。

引用：

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針

4 広告可能な事項の具体的な内容

(12) 法第6条の5第3項第12号関係

医療広告ガイドラインでは、「品位を損ねる内容の広告」として費用を強調した広告を禁止しているため、費用を表示する際は注意が必要です。

(費用を強調している例)

- ・ 今なら 円でキャンペーン実施中！
- ・ 「ただいまキャンペーンを実施中」
- ・ 「期間限定で 療法を50%オフで提供しています」
- ・ 「 ~~100,000~~円50,000 円」
- ・ 「 治療し放題プラン」

引用：

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
第3 禁止される広告について
(8) その他